

## リスク分担表

本業務におけるリスク想定と責任分担表を、下記に示す。

## 【凡例】

発生原因の欄・・・「発」：発注者、「受」：受注候補者または受注者、「法」：法制度

○：主分担リスクが顕在化した場合に負担する。

△：従分担リスクが顕在化した場合に限定的に負担する。

	リスクの種類	No.	リスクの内容	発生原因	リスク分担の考え方	発注者	受注者
提案段階	発注仕様書等リスク	1	発注仕様書等の記載の誤りに関するもの	発	発注仕様書等は発注者の責任で作成・配布する資料であることから発注者がリスクを負担する。	○	
		2	内容の変更に関するもの	発	発注者の指示により事業内容や用途を変更する場合は、発注者がリスクを負担する。	○	
		3	本書に記載のある要求水準未達に関するもの	発・受	未達の内容が、発注者の指示によるものである場合、発注者がリスクを負担する。	○	
					上記以外の場合は、受注者がリスクを負担する。		○
	4	入札額および契約金等の算出にかかる見積内容に関するもの	受	積算数量や数量単価に乖離がある場合、そのリスクは受注者が負担する。		○	
	提案リスク	5	提案費用の負担に関するもの	受	提案費用は受注候補者が負担する。		○
6		発注仕様書に定める工法等の変更に関するもの	受	提案により材料・工法等を変更した場合、提案の採用時には発覚しなかった不具合（調達困難等）のリスクは受注者が負担する。		○	

	リスクの種類	No.	リスクの内容	発生原因	リスク分担の考え方	発注者	受注者
	契約リスク	7	受注候補者と契約が結べない、又は契約手続に時間がかかる場合	受	契約手続は発注仕様書等を事前に配布し、質疑応答を通じて合意形成がされているものであるため、発注者の責めに帰すべき事由を除き、その不調による費用の発生等については受注候補者がすべて負担する。		○
全段階共通	政治関連リスク  法制度・法令変更リスク	8	事業に直接関係する法制度の新設・変更に関するもの	法	入札時点において公布されている法律・条例・規則についてはそのリスク負担は受注者とするが、入札後に成立した法律・条例・規則については受注者において、費用増加とならないよう検討を行い、対応について発注者と協議する。	△	○
		9	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの	法	入札時点において公布されている法律・条例・規則についてはそのリスク負担は受注者とするが、入札後に成立した法律・条例・規則の本事業に直接関係しないものについては、受注者において、費用増加とならないよう検討を行い、対応について発注者と協議する。	△	○

リスクの種類		No.	リスクの内容	発生原因	リスク分担の考え方	発注者	受注者
許認可 リスク		10	事業に影響を及ぼす許認可の新設・変更に関するもの 例：構造設計の審査における適合性判定の導入による工期遅延等のリスク	法	入札時点において公表されている許認可の新設・変更については、そのリスク負担は受注者とするが、入札後に公表された許認可の変更については受注者において、費用増加とならないよう検討を行い、対応について発注者と協議する。	△	○
		11	上記以外の許認可の新設・変更に関するもの 例：省エネ法の一部改正により計算方法の変更等	法	入札時点において公表されている許認可の新設・変更については、そのリスク負担は受注者とするが、入札後に公表された許認可の変更については受注者において、対応を検討し、追加費用が生じる場合は発注者と協議する。	△	○
		12	発注者が取得すべき許認可の遅延に関するもの	発	受注者において、費用増加とならないよう検討を行い、発注者が負担する。ただし、あらかじめ受注者が発注者に行うべき手続きを周知していなかった場合は協議による。	○	△
		13	受注者が取得すべき許認可の遅延に関するもの	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○
		14	建築基準法関連の許認可等の遅延に関するもの	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○
	税制リスク	15	法人の利益に課される税制度の変更に関するもの	法	法人税は受注者収益活動に対して係る税金であることから、受注者が負担する。		○

	リスクの種類	No.	リスクの内容	発生原因	リスク分担の考え方	発注者	受注者	
全段階共通		16	消費税の変更に関するもの	法	受注者において、費用増加とならないよう建設工事費の削減のための検討を行い、対応について発注者と協議する。	△	○	
		17	その他の税制度の新設・変更に関するもの	法	その他一般的な税制変更については、本事業のみならず対応が必要なものであることから受注者が負担する。		○	
		政治リスク	18	発注者の方針の変更に関するもの	発	受注者の裁量外にあるため、発注者が負担する。	○	
	社会リスク	住民問題 リスク	19	事業自体に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	発	受注者の裁量外にあるため、実施主体である発注者が負担する。	○	
			20	設計・建設業務に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
		環境問題 リスク	21	受注者が行う、設計、建設業務に起因する有害物質の排出・漏洩等環境保全に関するもの	受	受注者が実施する業務に起因するものであるため、受注者が負担する。		○
			22	土地に起因する有害物質の排出・漏洩等環境保全に関するもの	発	受注者の裁量外にあるため、発注者が負担する。	○	
第三者賠償 リスク	23	設計・建設業務に起因する騒音・振動・地盤沈下等に関するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。しかし、受注者が善管注意義務を果たしても避けられない事由により生じた損害を負担する場合は契約約款の通りとする。		○		

リスクの種類		No.	リスクの内容	発生原因	リスク分担の考え方	発注者	受注者	
		24	施設の契約不適合による事故に関するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○	
		25	受注者の事業破たん・放棄や契約違反・債務不履行によるもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○	
		26	発注者の方針の変更に関するもので実施する業務に関するもの	発	発注者の裁量により対応すべきものであり、発注者が負担する。	○		
	債務不履行リスク	受注者債務不履行リスク	27	受注者の業務水準の低下	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○
			28	無許可での責任者の交代又は受注者の義務の違反	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○
			29	協力企業等の能力不足	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○
			30	契約工期遅延	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○
		発注者不履行リスク	31	発注者の債務不履行	発	発注者の責によるものであり、発注者が負担する。	○	
	資金調達リスク		32	発注者が調達する補助金	発	発注者の責によるものであり、発注者が負担する。ただし受注者は調達に係る資料作成に協力する事。	○	
			33	融資など受注者による必要な資金の確保に関するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
	物価変動リスク	34	インフレ・デフレ	その他	契約約款（案）に示す内容による。	△	○	

	リスクの種類	No.	リスクの内容	発生原因	リスク分担の考え方	発注者	受注者
事前準備段階	用地準備遅延リスク	35	用地準備の見込みが立たないことによる事業遅延や事業中止に関するもの	発	契約約款（案）に示す内容による。	○	
設計段階	測量・調査リスク	36	発注者が実施した地形・地質等調査に関するもの	発	受注者の裁量外にあるため、発注者が負担する。	○	
		37	受注者が実施した地形・地質等調査に関するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり受注者が負担する。		○
	設計リスク	38	発注仕様書等の内容変更による設計変更	発	発注者の責によるものであり、発注者が負担する。	○	
		39	上記以外の理由による設計変更（行政等の指示を含む）	受	受注者の責によるものであり、受注者が負担する。		○
施工段階	地質障害リスク	40	発注者があらかじめ把握している事業用地についての情報として提示した資料から合理的に想定できなかった地質障害、地中障害物等	発	受注者の裁量外にあるため、発注者が負担する。	○	
	本施設敷地の造成工事リスク	41	上記以外の地質障害、地中障害物等	受	受注者の裁量により対応することが可能と考えられるため、受注者が負担する。		○
	工事遅延リスク	42	受注者が行う造成工事の不備・瑕疵に起因するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
		43	発注者の事由による工事完了の遅延	発	発注者の責によるものであり、発注者が負担する。	○	
		44	埋蔵文化財の調査による工事完了の遅延	その他	受注者の裁量外にあるため、発注者が負担する。	○	

	リスクの種類	No.	リスクの内容	発生原因	リスク分担の考え方	発注者	受注者
		45	上記以外の事由による工事完了の遅延	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
	工事監理リスク	46	工事監理に関するリスク	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
	備品等納品遅延リスク	47	発注者が設置する教育環境システム(AV機器等)、備品等の納品遅延に起因するもの	発	発注者の裁量により対応すべきものであり、発注者が負担する。	○	
		48	受注者が設置する備品等の納品遅延に起因するもの	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
	工事費用増大リスク	49	発注者の指示による工事費の増加リスク	発	発注者の責によるものであり、発注者が負担する。 (ただし、変更による工事費増加は、受注者から設計の見直し等の提案による減額分により吸収する前提とする。)	○	
		50	上記以外の事由による工事費の増大・予算超過	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
	性能リスク	51	要求水準未達	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○
	施設損傷リスク	52	引渡し前に工事目的物・関連工事に関して生じた損害。	受	受注者の裁量により対応すべきものであり、受注者が負担する。		○